

園聖句 私はまことのぶどうの木、あなたがたはその枝である。(ヨハネによる福音書15章5節)

今月の聖句

見よ、それは極めて良かった。

創造記1:31

今月の聖句は神様がこの世をお造りになりすべてをご覧になっておっしゃった一言です。ですが・・・今、本当に神様の御心にかなう働きが出来ているのでしょうか・・・5年前の東日本大震災、そして熊本地震・・・何かを私たちに伝えたくて起こっているように感じます。

熊本の献金の取り組みについてお知らせさせて頂きました。幼児さんとは4月の避難訓練をきっかけに熊本地震について話しをしています。するとテレビのニュースで『熊本』と聞き礼拝で話した事をお家の方に伝えてくれている子ども達の様子を保護者の方々からお聞きし、試行錯誤の中で伝えているのですが、神様の力が働いて子どもの心にのこる伝え方が出来たと感じています。今回だけの取り組みでなく、色々な形で復興支援の取り組みが行える事を考えていこうと思っていますのでご協力よろしくお願いします。

6月の行事予定

3日(金) はみがき教室(幼児)	21日(火) お弁当の日
4日(土) たんぼぼ親子であそぼう	消防署訪問
4日(土) ※あそびにおいでよ(小学1,2,3年)	28日(火) どうぶつグループ敬老参観
6日～ ※ちゅうりっぷ参観面談～24まで	29日(水) ことりグループ敬老参観
8日(水) お誕生日会	30日(木) さかなグループ敬老参観
8日(水) 歯科検診(つぼみから)	◇園庭開放 9, 23
9日(木)～10日(金) 尿検査提出	◇あそぼう会 1, 22
15日(水)～16日(木) ゆりお泊り保育(八瀬)	◇おいでよ赤ちゃん 14
20日(月) 花の日礼拝	(◇印は地域開放としての取り組みです)

<花の日礼拝>

教会では6月第2日曜日は花の日礼拝です。この日にはみんなで花を、持ち寄り子どもたちの成長を感謝して礼拝を守ります。

今年度園では一週遅く、6月20日(月)に花の日礼拝を守ります。どうか、この日の朝どんな花でもけっこうです。花を一輪子どもさんに持たせてあげてください。礼拝の後、みんなのお花を花束にして普段お世話になっている方々に感謝の気持ちを込めて届けます。乳児さん「いつもおいしい給食ありがとう」と調理の先生や牛乳屋さん、お肉屋さん、お魚屋さんへ届けます。幼児さんは、翌日ゆりさんは西京消防署、シオンの里、さくらさん、ばらさんは桂消防出張所までお花を届けに行きます。どうぞよろしくお願いします。

尿検査

健康診断の一環として幼児さんは「尿検査」を実施します。9日、10日に提出です。尿検査は腎臓疾患、糖尿病などの早期発見が主な目的で実施します。



<八瀬野外保育センター>

15日には、ゆりさんは八瀬の野外保育センターにお泊り保育に出かけます。

八瀬野外保育センターは、京都市の認可の民間保育園で組織する京都市保育園連盟が運営する幼児のための野外保育活動センターです。八瀬のケーブル沿いの山の斜面の森に保育園児の利用を前提とした設備が整えられています。「幼児に土と緑を」がキャッチフレーズの、自然に触れる施設です。比叡山の麓の八瀬まで約1時間弱です。

自然の中で過ごす1泊2日のお泊まり保育では、野生の猿や鹿に出会い驚いたり、モリアオガエルの卵を見たり、おたまじゃくしが卵からかえる所に立ち会う事もあります。八瀬の山も『森の家』には魔女さんが住んでいて毎年子ども達が素敵な出会いをしています。今年も5月のお弁当の日にお山の学校（京都保育福祉専門学院）に出掛けた時に、お部屋の扉が偶然開いた事から、『魔女さんが見に来ていた！』という物語がはじまりました。今年のゆりさんと魔女さんの物語が楽しみです。

<保育を取り組むにあたっての専門的助言>

当園の保育を取り組むにあたっては、様々な専門的な指導や助言をいただきながら進めています。京都保育福祉専門学院の先生（保育のたぐいについての保育相談）、京都市保育園連盟の相談員の先生（食育についての保育相談、障がい児統合保育についての保育相談）、聖ヨゼフ医療福祉センターの先生（子どもの体の成長についての保育相談）です。中には、園に来ていただいて実際に保育の様子を見て頂いて相談する場合もございます。それらの助言を活かしながら取り組みを深めさせて頂いています。

<高校生のインターンシップ・中学生チャレンジ体験>

高校生・中学生の社会体験活動への協力として保育体験の受け入れをしています。

保育士を目指す学生に動機を聞くと、このような機会に体験したことがきっかけになっていることが多いようです。園のこと、子どものことを実際に体験してもらうことはとてもいいことだと思います。子どもたちに「センセ」と呼ばれちょっと緊張している姿が微笑ましいです。

<与薬について>園の生活のしおりより



園での与薬は原則として致しません。

※与薬は、基本として保護者の方が医師の指示の下に行っていただきたいと思います。

薬を服用、塗布等して登園した場合にはその旨必ずお伝えください。

※ 与薬等をしての登園の場合、その薬の効き目の変化がお子さんの具合の変化の原因になっていることがよくあります。お子さんの健康安全を守る上で大切なことですのでよろしくお願ひします。

医師の指示の下、通常の生活を営む上でその服用が必要な場合は別途ご相談ください。必要な場合は可能な範囲での対応を検討させていただきます。

※事情により園で与薬をすることとなった場合は、服用方法等について正確にお伝えいただきますようお願いいたします。（所定の手続をお願いしています）

園での対応が無理な場合はお断りしなければならない場合がございます。特に小さいお子さんの与薬については園では困難な場合があります。ご了承ください。